

国名	スペイン
公的年金の体系 保険料財源 税財源 企業・個人年金	<ul style="list-style-type: none"> ・制度は職業別に分かれており、①一般的制度（民間被用者、一部の公務員）、②特別制度（自営業者、農業従事者、船員、坑内員、家事使用人、学生、特定公務員）がある。 ・退職年金の最低保障額は、年齢、扶養者の有無により異なる。
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般制度の場合、スペインで働く労働者は強制的に加入する (◎)。 ・特別制度の場合、各制度ごとに対象者が定められている (◎)。
保険料率	年金・医療（現金給付）の保険料は計28.3%（雇業者23.6%，被用者4.7%）
支給開始年齢	65歳からの支給が基本
基本受給額	<ul style="list-style-type: none"> ・15年以上の保険料拠出を行ってきた65歳の労働者に受給権が与えられる。15年という最小限期間の拠出をした者の場合は法定基礎の50%の受給権を得ることができ、35年間の拠出で法定基礎の100%の受給権を得ることができる。
給付の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・所得比例。 ・退職する直前の180カ月（15年）の算定基礎額（労働の対価として支払われた給与等の総額）を210で割ったものが1カ月分の基礎額となる。 ・年金の支払いは年に14カ月分（6月と11月のみ2カ月分支払われる）。
所得再分配	なし
公的年金の財政方式	給付建て（社会保険方式・賦課方式）
国庫負担	・無拠出型の年金は国庫負担・最低保障は社会保険料の財源で賄われている。
年金制度における最低保障	<ul style="list-style-type: none"> ・15年以上保険料を支払っていた場合に適用 ・年齢、扶養の有無により金額は異なるが、65歳以上、扶養ありの場合、年間9222.5ユーロ（月に658.75ユーロ×14回）になる。
無年金者への措置	国庫負担により無拠出型年金が支払われる。
公的年金と私的年金	二階部分に企業年金、三階部分に個人加入・団体加入の年金制度がある。
国民に対する個人年金情報の提供	不明

スペインの年金制度

大谷昌児（ニッセイアセットマネジメント株式会社
投資信託営業第2部営業課長）

1. 制度の特色

スペインにおける年金システムは2層構造になっている。第一の柱は公的なもので、全国民をカバーしている。制度の枠組みとしては、賦課方式（pay-as-you-go）に基づく強制的な拠出型年金と、拠出型制度の受給資格を持たない人のための無拠出型の制度がある。第二・第三の柱は私的なものであり、企業等が運営する職域年金制度と、個人が加入する年金制度がある。

(1) 第一の柱

①拠出型年金制度

性別、既婚未婚の別、または仕事内容・職業に関わらず、スペインに居住する人々は、スペインで働く限り強制的に加入することが義務付けられている。制度は職業別に分かれており、一般制度とそれ以外の特例制度からなる。一般制度が最も主要な制度であり、契約形態等を問わず、16歳を超えるほとんどの労働者が加入する制度である。一方、特例制度とは、特定分野の労働者が加入し、農業従事者特例制度、海事労働者特例制度、自営業者特例制度、炭鉱労働者制度、家事使用人特例制度、特定公務員特例制度などがある。

②無拠出型年金制度

無拠出型年金は65歳に到達し、生計維持手段を持たず、かつ制度へ十分な拠出を行わなかったか、または全く行わなかったために拠出型制度の受給権を有しない人々に対して与えられる。支給要件は、65歳に達していること、スペイン領土内に合法的に居住しており該当する10年のうち申請する前の2年間は連続していなければならないこと、等である。なお、対象者に対し、資産調査がなされる。財源は税収入でまかなわれる。

(2) 第二の柱

①第二の柱

いわゆる職域年金であり、制度のスポンサーは団体や企業、加入者はその従業員となる。この制度の場合、年金の原資となる資産は外部積立によるもの

に限られ、内部基金等の創設は認められていない。スポンサーである企業等が破産や財務状況の悪化に陥った場合でも労働者及び受益者の利益を保護するためであり、また年金財政を貸借対照表から外すことによって企業は本業に集中できると考えられているためである。なお、制度は確定給付型、確定拠出型の他、ハイブリッド型があり、掛け金は雇用者と従業員で負担する。

②第三の柱

a) 連合、組合等の団体年金制度

スポンサーが連合や労働組合、同業組合（ギルド）等であり、加入者は組合員等関係者で構成されるプランである。加入は個人の意思に基づく。制度には確定給付型、確定拠出型、ハイブリッド型があり、掛け金は加入者のみからの拠出となる。

b) 個人年金制度

金融機関がプランを設定。全ての個人が加入できる。制度は確定拠出型であり、掛け金は加入者のみからの拠出となる。

2. 沿革

現在に至るまでのスペインの社会保障制度及びその進展については、20世紀を通じた産業化・工業化の過程を経た社会のニーズに応えるため、政治的、法律的、組織的な基準に従って形作られた。スペインの社会保障制度の源は本質的には労働に関連しており、その目的は労働者社会の統一であった。制度を発展させるため、そして全ての労働者を包括するための努力の結果、労働者のための制度からついに国民全体をカバーする制度へと発展を遂げた。その発展過程は3つの段階に特徴付けられる。

・第一段階：現在の制度の先駆

1900年～1962年の間、労働リスクや労働側からのニーズをカバーするためいくつかの制度が設立された結果、リスクは効果的にカバーされたものの、受益者はまだ制限されていた。つまりこの段階では不十分かつ不公平な社会保障制度であった。

・第二段階：制度の具体化・強化

1963年から1972年までの期間については、社会保障制度は法律にかつシステムの的に制度の具体化・強化が行われた期間として特徴付けられる。

・第三段階：全国民を対象とした制度への変革

1972年から今日までは、全ての国民をカバーする社会保障構造の認識と実行、組織構造の改革、合理化の推進等により特徴付けられる。

3. 制度体系の概要

一般的なルールとして、15年以上の拠出を行ってきた65歳の労働者に受給権が与えられる。なお、そのうち2年は退職直前の15年のうちの2年でなければならない。この15年という最小限期間の拠出をした者は、法定基礎の50%を得る権利が与えられる。この割合は、拠出期間が16年～25年の間は、拠出年数が1年追加する毎に3%の割合ずつ増え、26年から先は拠出する年数が1年追加する毎に2%ずつ増加する。従って、65歳で退職し、その時点で35年間拠出をしている人は、規定された基礎額の100%を受け取ることができる。なお、年金の支払いは年に14カ月分(6月と11月のみ2カ月分支払われる)となる。

4. 給付算定方式、スライド方式、支給開始年齢

(1) 給付算定方式、スライド方式

給付額については、「法定基礎×拠出期間に応じた減額割合」の式により算出される。

①年金の法定基礎の計算

退職する直前の180カ月間の算定基礎額を210で割ったものが1カ月分の法定基礎となる。14カ月分が1年間に支払われることとなる(6月と11月のみ2カ月分支払われ、それ以外の月は1カ月分支払われる)。また、180カ月のうち、直近の24カ月以外の156カ月に関しては、消費者物価指数の変化に従って金額が更新される。

$$B_r = \frac{\sum_{i=1}^{24} B_i + \sum_{i=25}^{180} B_i \frac{I_{25}}{I_i}}{210}$$

・ Br = 法定基礎
 ・ Bi = 算定基礎額
 ・ I = 消費者物価指数

②拠出期間に応じた減額割合

①にて計算した法定基礎に、下記の減額率を掛ける。

拠出年数	適用パーセンテージ
15年	50%
16～25年	1年追加毎に3%加算
26～35年	1年追加毎に2%加算
35年	100%
35年以上	1年追加毎に2%加算

(2) 支給開始年齢

原則として65歳から支給が開始される。

5. 負担、財源

社会保険料は、算定基礎額及び雇用主、労働者ごとに定められた保険料率によって金額が決まる。一般制度における保険料算定のための算定基礎額は労働者が受け取る総報酬額である。算定基礎額の最高限度額は3074.10ユーロ/月、最低限度額は700ユーロ/月である。一般制度の保険料率は28.3%で、このうち23.6%を雇用者が支払い、残りの4.7%を従業員が支払う。保険料は全て労働者の賃金から源泉徴収する形で納められる。

なお、一般制度(最低保障年金に届かなかった場合の補填分も含む)は、全て雇用主、及び労働者からの社会保険料によってまかなわれている。

6. 財政方式、積立金の管理運用

第一の柱である拠出型の年金制度については、賦課方式を採用している。また、年金決算後の社会保険料の余剰を積立てて、それを運用するための基金がある。基金設立の狙いは、将来の高齢化により生じる年金財務上のリスクを減少させることにある。現在の投資先はスペイン銀行の特別預金や自国債券のみであるが、今後は国内株式や外国への投資が検討されている。

7. 制度の企画・運営体制

社会保障制度を運営している省庁である労働・社会保障省(Ministry of Labour and Social Affairs)における主要な部署・関係組織について下記に記載する。

①State Secretariat for Social Security (社会保障官房室)

- ・社会保障に関わる組織の指導・モニタリング・評価

②General Directorate for Social Security Regulation (社会保障理事会)

- ・社会保障に関する経済・財務・人口統計学等の研究
- ・その他、予算案の作成や監視、違反行為への制裁提示、ルールの策定、国際活動への参加等

- ③Social Security General Auditing Board (社会保障監査委員会)
 - ・会計の管理や監査
- ④Legal Service of the Social Security Administration (法的助言組織)
 - ・社会保障に関する法的な助言
- ⑤INSS : The National institute of Social Security (国家社会保障機構院)
 - ・給付の管理と処理, 受給資格の承認とコントロール

8. 最近の論議や検討の動向・課題 (今後の見通し, 評価を含む)

近年スペインで行われた年金制度改革のプロセスは, 主としてトレード協定という政府と各政党との政治的な合意, そして政府と労働組合, 労働委員会, 経団連との社会的な合意に基づいている。トレード協定については15の改革案で構成され, 1997年に法律

化された。現在もトレード協定に基づき年金改革が行われている。また, 2002年度に法律で制定された「弾力的な退職制度」により, 65歳を超えて雇用されている労働者の社会保険料の免除や60歳以上の労働者に関して雇用主が行う社会保障拠出の減額がなされ, その結果加入者割合が増加傾向にある。

なお, 2007年の終わりに, スペインの議会にて年金制度を改正する法律が可決された。新たな法律は2008年より施行されている。主な内容としては, 65歳を超えて仕事をする人々には拠出期間が1年増加する毎に2%ずつ受給額が増加する事, 65歳超かつ40年以上の拠出を続けていた人々には拠出期間が1年増加する毎に3%ずつ受給額が増加する事, 早期退職に関する条件の厳格化がなされる事 (61歳以上, 拠出期間30年), 障害年金の給付額計算の際に拠出期間が考慮される事その他, 少なくとも5年間同居し, 共に子育てをしていた未婚の男女にも遺族年金を認める事等が盛り込まれている。